

# 株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 12 月 5 日

株主各位

大阪市都島区善源寺町 2 丁目 3 - 3 5  
株式会社 ミ ル ボ ン  
代表取締役社長 佐藤 龍二

当社は、平成 25 年 11 月 29 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 21 日付をもって当社普通株式 1 株を 1.2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 12 月 20 日と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式の分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、平成 25 年 12 月 21 日をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 10,034,000 株増加して、60,204,000 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせします。

以上

## お知らせ及びご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 1 月下旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成 25 年 12 月 21 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願い申し上げます。